

# 高知県埋蔵文化財センター年報

第10号

2000年度

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター



# 高知県埋蔵文化財センター年報

第10号

2000年度

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター





野田遺跡出土の鏡（「山水双鳥鏡」）



具同中山遺跡群出土の須恵器甕



## 序

平成3年に埋蔵文化財センターが発足して10年、年報も10号、2000年度版という区切りの刊行を迎えることができました。この間に受託した発掘調査件数は116件、その面積は475,549㎡、報告書は第62集まで刊行することができました。これらの事業が大過なく無事に果たせて来れましたのは、偏にみなさま方の埋蔵文化財に対するご理解とご支援の賜物でございます。深く感謝の意を表したいと思います。

これら一連の調査は、注目されるべき数多くの成果も納めてまいりました。奥谷南遺跡ではこれまで空白であった南四国の旧石器時代の様相を明らかにし、続く縄文時代草創期の文化層も捉えることができました。瀬戸内側とは全く異なった旧石器文化の存在を示し、草創期においては南九州との関連を彷彿とさせる遺物の出土がありました。土佐市の居徳遺跡では縄文時代晩期の鍬や木胎漆器、さらに東北系の土器がまとまって出土するなど、当時の生業や手工業生産、地域間交流など刮目すべき成果を納めています。また高知空港拡張整備に伴う田村遺跡群の調査では、弥生時代の竪穴住居が400棟以上も検出されるなど西日本屈指の拠点集落であることが明らかになりました。

これらの成果は、本県の歴史のみならず日本列島の先史社会の究明する上で極めて重要な位置付けがなされるものであります。そして南四国が果たしてきた歴史的な役割を示すものでもあります。

21世紀を迎え、新たな飛躍が求められようとしている時、その土台とも言うべき地域の歴史が明らかになったことは意義深いものがあると思います。

さて、埋蔵文化財センター発足からの10年間、特に平成10年までは、調査件数・面積共に毎年増加の一途を辿り、発掘調査に追われる毎日でありました。しかし11年度からは一連の大規模開発に伴う調査がピークを過ぎ、報告書作製のための整理作業に重点が移ってまいりました。埋蔵文化財センターの仕事も発掘調査中心から、本来の貴重な埋蔵文化財を適切な方法で保護し、後世に伝える体制を整えることが求められるようになってまいりました。11年度から始めました「出前考古学教室」や11・12年度に実施した「高知の遺跡速報展」や「土佐の考古学展」はそのような試みでございます。お蔭様を持ちまして各事業ともに好評を得ておりますが、改めて県民の皆様方の埋蔵文化財や地域の歴史に対する関心の高まりを痛感している次第であります。また10年間に蓄積された膨大な資料を管理保管すると共に、多くの方々にご覧になって頂くために埋蔵文化財センターの増・改築工事も進み、今年秋には完成予定でございます。新しい施設を利用した展示や講演会など埋蔵文化財を通して地域の歴史と文化に触れて頂く機会を作って行きたいと思っております。私たちが過去10年に亘って従事させて頂いた仕事の内容が問われるのは、これからの取り組み如何であろうと思っております。職員一同さらに精進を致す所存ではありますが、今後一層のご理解とご指導を頂けますようお願い申し上げます。

平成13年6月

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター  
所長 門田 伍朗

# 目 次

## 序

財団法人高知県文化財団.....	1
1 財団法人高知県文化財団の概要	
2 財団法人高知県文化財団の組織	
埋蔵文化財センター.....	3
1 埋蔵文化財センターの概要	
2 埋蔵文化財センターの組織	
年間の事業内容.....	5
1 発掘調査事業	
2 発掘調査報告書の刊行	
3 普及啓発事業	
4 研修事業等	
5 研究会	
6 埋蔵文化財センターの施設整備について	
各遺跡の発掘調査概要.....	21
条例・規則・規程等.....	34
1 高知県条例・規則	
2 財団法人高知県文化財団規程	

# 財団法人高知県文化財団

## 1 財団法人高知県文化財団の概要

### 設立趣旨

近年、所得水準の向上や自由時間の増大など社会経済情勢の変化を背景に、芸術文化活動に直接参加し、或いは歴史的・文化的遺産に自ら親しむことを通じて、生活の中に潤いとやすらぎを求めるといふ県民の文化的ニーズがかつてなく高まってきている。

このような時代のすう勢の中で、これからの文化行政は、より県民の期待に応えるものでなければならないが、特に、その推進に当たっては、単に行政のみが主導していくのではなく、行政と民間がそれぞれの叡知、力を出し合い、一致協力していくことが何よりも必要である。

高知県文化財団は、こういった使命と目的のもとに、県民文化の振興に資する芸術文化関連諸事業を、県、市町村、民間の力を幅広く結集して、総合的、体系的に運営実施すると共に、県民の文化活動の拠点となる各種の芸術文化施設についてもその特性を生かし、公共性を確保しつつ、県民サービスの向上につながる柔軟で弾力的な管理運営を行うなど、今後の本県の芸術文化活動の推進母体としての役割を担おうとするものである。

### 事業内容

音楽、演劇、美術その他の芸術文化事業

教育、学術及び文化の国際交流事業

歴史民俗資料館、美術館等芸術文化施設の管理運営事業

埋蔵文化財の調査研究、整理保存、展示等の事業

その他文化振興に関する事業

### 設立年月日

平成2年3月28日

### 事務局所在地

高知県高知市高須353 - 2

高知県立美術館内

## 2 財団法人高知県文化財団の組織

### 財団組織

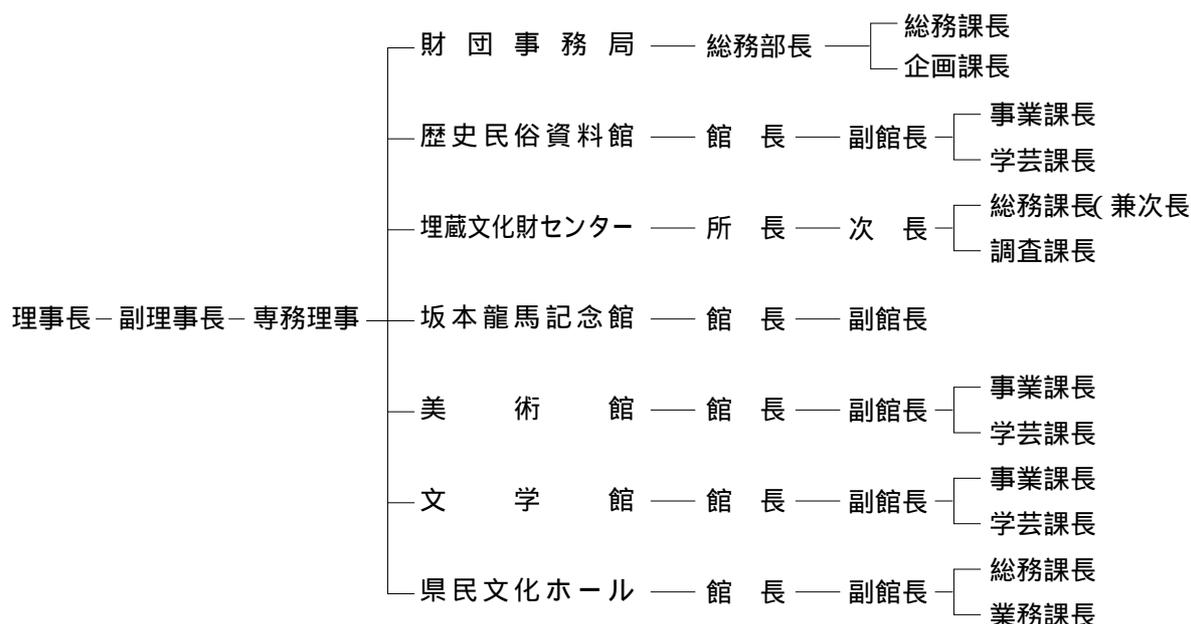
理事会会員

理事長 1 名 副理事長 1 名 専務理事 1 名 理事 9 名 監事 3 名

事務局

総務部長（専務理事） - 総務課長 - 事務職員

財団組織図



### 財団役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本 大二郎	県知事
副理事長	濱田 耕一	四国銀行会長
専務理事	上岡 義隆	県理事
理事	松尾 徹人	県市長会会長
理事	野島 民雄	県町村会会長
理事	岩井 寿夫	高知新聞社社長
理事	竹村 維早夫	高知商工会議所副会頭
理事	樋浦 啓悟	高知銀行頭取
理事	大 博澄	県教育長
理事	兵谷 芳康	県総務部長
理事	池田 憲治	県文化環境部長
理事	近藤 美佐	高知地方裁判所民事調停委員
監事	高野 拓男	高知市収入役
監事	竹 敏夫	四国銀行公務部長
監事	土居 啓之	県副出納長

# 埋蔵文化財センター

## 1 埋蔵文化財センターの概要

### 設立趣旨

財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターは、高知県における埋蔵文化財の調査研究及び資料の保存管理を行うと共に、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図り、本県の文化振興に寄与することを目的とする。

### 事業内容

#### 埋蔵文化財の発掘調査

県内における遺跡の発掘調査を行い報告書を刊行する。

#### 埋蔵文化財の保存管理

発掘調査による出土遺物、調査記録等の管理及び保管を行う。

#### 埋蔵文化財の研究・普及啓発

埋蔵文化財について調査研究を行うと共に、その成果をもとにした出土遺物の公開展示、現地説明会及び展示会の開催等により、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図る。

#### 埋蔵文化財に関する資料収集及び情報提供に関すること

#### 高知県立埋蔵文化財センターの管理・運営に関すること

### 設立年月日

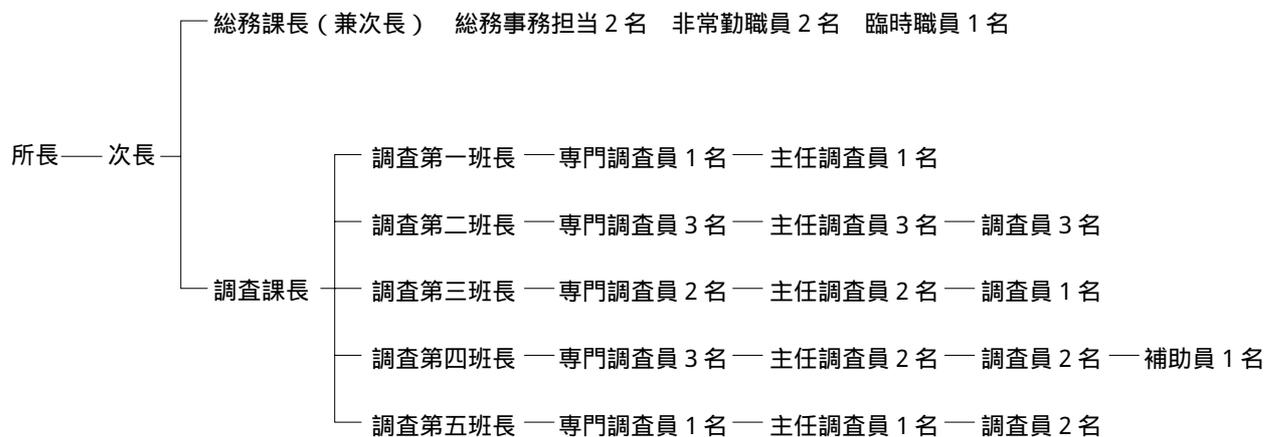
平成3年4月1日

### 埋蔵文化財センター所在地

高知県南国市篠原南泉1487-1

## 2 埋蔵文化財センターの組織

### 埋蔵文化財センターの組織図



埋蔵文化財センター職員

	所長	門 田 伍 朗	高知県文化環境部参事	
	次長兼総務課長	島 内 信 雄	高知県文化環境部文化環境政策課主任（２種）	
総務担当	主任	山 本 美津子	高知県文化環境部文化環境政策課主任	
	主任	大 原 裕 幸	〃	
	非常勤職員	浅 井 慎 介	高知県文化財団非常勤職員	
	非常勤職員	榊 琴 美	〃	
	臨時職員	山 本 友 子	高知県文化財団臨時職員	
		調査課長	重 森 勝 彦	高知県文化環境部文化環境政策課
調査担当	調査第一班	調査第一班長	山 本 哲 也	高知県教育委員会文化財保護室
		専門調査員	小 島 恵 子	〃
		主任調査員	浜 田 恵 子	〃
	調査第二班	調査第二班長	森 田 尚 宏	高知県教育委員会文化財保護室
		専門調査員	泉 幸 代	〃
		〃	名 木 郁	〃
		〃	前 田 光 雄	〃
		主任調査員	堅 田 至	〃
		〃	山 田 和 吉	〃
		〃	坂 本 憲 昭	高知県文化財団
		調査員	吉 成 承 三	〃
		〃	坂 本 裕 一	高知県教育委員会文化財保護室
		〃	小 野 由 香	高知県文化財団
	調査第三班	調査第三班長	出 原 恵 三	高知県教育委員会文化財保護室
		専門調査員	佐 竹 寛	〃
		〃	小 嶋 博 満	〃
		主任調査員	松 村 信 博	〃
		〃	曾 我 貴 行	高知県文化財団
	調査第四班	調査員	藤 方 正 治	〃
		調査第四班長	廣 田 佳 久	高知県教育委員会文化財保護室
		専門調査員	田 坂 京 子	〃
		〃	高 橋 厚 彦	〃
		〃	岩 本 繁 樹	〃
		主任調査員	伊 藤 強	〃
		〃	江 戸 秀 輝	〃
		調査員	田 中 涼 子	高知県文化財団
		〃	下 村 裕	〃
		非常勤職員	山 本 純 代	高知県文化財団非常勤職員
	臨時職員	福 留 美 穂	高知県文化財団臨時職員	
	調査第五班	調査第五班長	松 田 直 則	高知県教育委員会文化財保護室
		専門調査員	大 野 佳代子	〃
		主任調査員	池 澤 俊 幸	〃
		調査員	筒 井 三 菜	高知県文化財団
		〃	久 家 隆 芳	〃

## 年間の事業内容

### 1 発掘調査事業

埋蔵文化財センターの受託事業と県教委および市町村主体の発掘調査への派遣事業がある。受託事業は、本調査6件19,712㎡、試掘調査9件7,602㎡であった。本調査は昨年の14件39,955㎡に比べて件数、面積ともに半減している。これは昨年度まで受託事業の中心であった高知空港拡張整備事業に伴う田村遺跡群の調査が終息に向かいつつあり、調査面積が著しく減少したことによる。試掘調査は昨年と同件数であったが面積は5倍近くに増加している。これは本年度から新たにはじまった春野町の新川川関連の事業の登場によるところが大きい。派遣事業（発掘）は6件17,735㎡とこれも昨年度に比べて大幅に減少している。これは平成14年度実施の国体関連の発掘調査が昨年度でほぼ終了したことに原因している。

県および市町村関係では、本調査が15件27,243㎡、試掘調査が40件4,509.7㎡であった。本調査は昨年度に比べて件数で6件多いが面積はほぼ同数である。試掘調査については件数はほぼ同じであるが調査面積は半減している。これは大規模な圃場整備事業が減少していることによるものである。これらの内容を見ると、本調査では、公共事業が7件46.7%、学術調査が4件26.7%、民間開発によるものが4件26.7%である。試掘調査では、公共事業が24件60%、民間開発が16件40%である。本調査、試掘調査共に公共事業では圃場整備が全体の半数を占め、民間開発は住宅建設に伴うものがほとんどである。

#### 受託事業

本発掘調査6件、試掘調査9件、報告書作製5件である。本発掘調査は5件までが国土交通省からの委託によるもので、高知空港拡張整備に伴う田村遺跡群の調査、中村市の高規格道路2件（久木ノ城・具同中山遺跡）、土佐市バイパス関連が2件（野田遺跡・京間遺跡）である。他の1件は県道改良工事（林田遺跡）である。高知空港拡張整備に伴う田村遺跡群の調査は、平成8年から継続して実施しており、受託事業の中では最も大規模なものである。しかし12年度の調査面積は、9,772㎡で昨年度に比べると3分の1程に減少している。調査第2班が担当した。高規格道路と土佐市バイパスは調査第4班、県道改良工事については調査第3班が担当した。受託事業は、調査件数、面積ともに昨年度の約半数であり、空港拡張と四国縦貫自動車道路関連の調査を併行して実施していたピーク時、平成10年の111,902㎡に比べると5分の1以下である。受託事業の減少傾向は今後も続くものと考えられる。

試掘調査は、高規格道路建設に伴う久木ノ城（中村市）と土佐市バイパス建設に伴う京間・野田地区（土佐市）を調査第4班が、高知城石垣解体修理に伴う高知城三の丸、採石事業に伴う柏尾山城及び国分川河川改修に伴う岡豊城の試掘調査を調査第5班が、県道改良に伴う林田遺跡と新川川改修に伴う流域の調査を調査第3班がそれぞれ担当した。試掘調査の中では、新川川の河川改修に伴う試掘調査が最も規模の大きなものであった。新川川は吾川郡春野町を流れる2級河川である。洪水の常習地帯であることから河川幅の拡幅による改修工事が実施されることになったのである。12年度は新川川本流および支流の枝川、芳原川、北山川の流域を対象に5m×5mのテストグリッドを250箇所余り設けた。この内2箇所新たな遺跡が発見され13年度に本調査を予定している。

## 派遣事業

職員派遣による事業は、本発掘調査4件、試掘調査2件、整理作業6件であった。派遣先は伊野町、奈半利町、香我美町、鏡村、高知市、南国市、野市町、春野町である。伊野町のバーガ森北斜面遺跡及び奈半利町のコゴロク廃寺の発掘調査及び整理作業は調査第4班が担当した。高知城黒鉄門と高知市の池城の試掘調査、春野町の木塚城の調査・整理作業、及び小浜城の整理作業は調査第5班が担当した。野市町の上岡北遺跡と母代寺土居屋敷遺跡の調査、香我美町の下分遠崎遺跡及び南国市の土佐国衙跡の整理作業は調査第3班が担当した。

派遣期間は通年に及ぶものが2件、他は4～24日と比較的短期間である。通年の事業は、11年度に発掘調査を実施した鏡村の小浜城の整理作業と春野町の木塚城の発掘調査と整理作業である。

## 2 発掘調査報告書の刊行

12年度の整理作業は、10年度に調査が終了した四国縦貫自動車道路（南国～須崎）関係、土佐市バイパスや高規格道路関連、県道改良工事関連について実施し、合計10冊、高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第53集から同第62集を刊行した。また、高知空港拡張整備事業に伴う田村遺跡群の調査についても本年度から本格的な整理作業が開始された。

四国縦貫自動車道関係では、西鴨地遺跡、居徳遺跡群、奥谷南遺跡の整理作業を実施し、『西鴨地遺跡』と『居徳遺跡群』の報告書を刊行した。土佐市バイパス関連では、『土佐市バイパス発掘調査報告書 光永・岡ノ下遺跡』、『土佐市バイパス発掘調査報告書 天神遺跡・林口遺跡』、『土佐市バイパス発掘調査報告書 天神遺跡』を刊行した。高規格道路関連では、『中村宿毛道路関連発掘調査報告書 具同中山遺跡群 - 2』と『中村宿毛道路関連発掘調査報告書 神ヶ谷窯跡・サンナミ遺跡』を刊行した。県道中村下ノ加江線関連では、『県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群 - 2』、『県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群

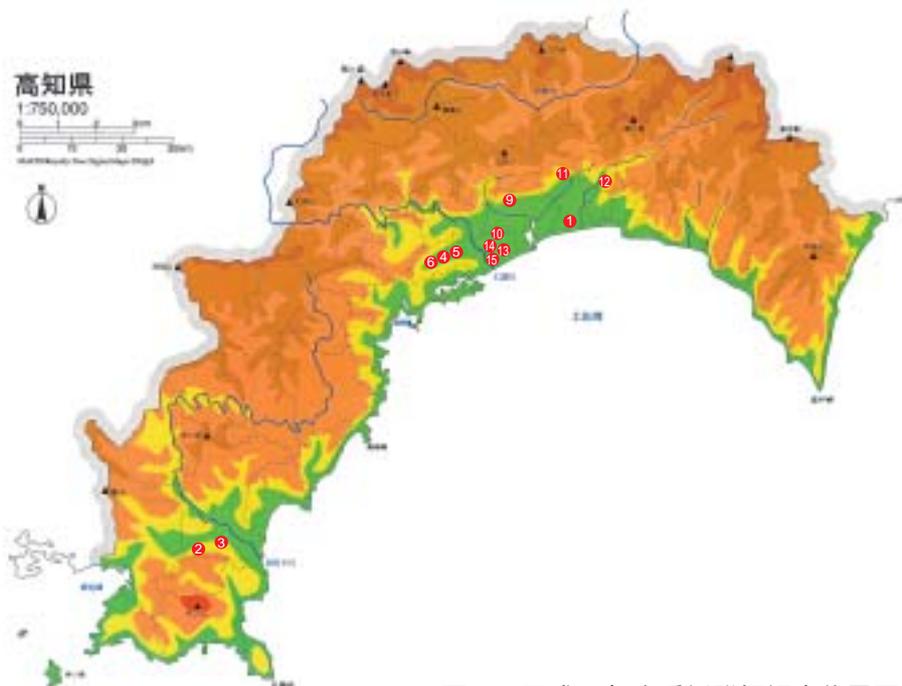


図1 平成12年度受託発掘調査位置図  
(番号は一覧表と一致)

平成12年度 受託事業一覧表

	遺跡名	調査略号	所在地	時代	種別	調査面積 (延べ㎡)	調査期間	原因	委託者
本発掘調査	1 田村遺跡群	00-1NT	南国市田村	縄文～近世	集落	9,772	6/5～1/31	高知空港拡張整備	国土交通省
	2 久木ノ城跡	00-4NH	中村市上ノ土居	弥生～中世	"	2,368	10/24～1/31	高規格道路建設	"
	3 具同中山遺跡 - 3	00-3GN	中村市具同	弥生～古代	"	1,625	6/1～11/30	"	"
	4 野田遺跡	00-5TN	土佐市高岡町野田	中世	"	3,686	5/15～11/29	土佐市バイパス建設	"
	5 京間遺跡	00-10TK	土佐市京間	中・近世	"	1,261	1/19～3/12	"	"
	6 林田遺跡	00-8TH	香美郡土佐山田町林田	弥生、中近世	"	1,000	7/28～9/19	県道改良	高知県
				計	19,712				
試掘調査	7 久木ノ城跡	00-4NH	中村市上ノ土居	弥生～中世	-	104	8/21～9/8	高規格道路建設	国土交通省
	8 土佐市京間・摺木・野田地区		土佐市京間・野田・摺木	-	-	509	9/6～12/22	土佐市バイパス建設	"
	9 高知城三の丸	00-2KC	高知市丸の内	中近世	城跡	320	8/1～11/17	石垣解体修理	高知県
	10 柏尾山城跡	00-12KOC	高知市神田南治国谷 他	中世	"	140	10/31～12/21	採石事業	民間
	11 岡豊城跡	00-9NOC	南国市岡豊八幡	"	"	90	1/22～2/15	河川改修	高知県
	12 林田遺跡		香美郡土佐山田町林田	弥生	集落	64	6/6～6/8	県道改良	"
	13 春野町新川川流域		吾川郡春野町秋山・西諸木・岡ノ瀬 他	-	-	2,625	10/2～1/31	新川川復旧緊急事業	"
14 "		吾川郡春野町弘岡下	-	-	2,675	10/31～1/31	新川川緊急助成事業	"	
15 春野町芳原川・枝川流域		吾川郡春野町西諸木・秋山	-	-	1,075	12/4～1/31	新川川広域河川改修事業	"	
				計	7,602				
整理作業	7 具同中山遺跡 - 2・		中村市具同	弥生～中世	集落祭祀	-	通年	新川川広域河川改修事業	"
	8 具同中山遺跡 - 2・・		"	"	"	-	"	"	"
	9 居徳遺跡		土佐市高岡乙	縄文～古墳	"	-	"	四国横断自動車道建設	日本道路公団
	10 西鴨地遺跡		土佐市西鴨地	縄文～中世	"	-	"	"	"
	11 奥谷南岩陰遺跡		南国市岡豊小蓮	旧石器・縄文	集落	-	"	"	"

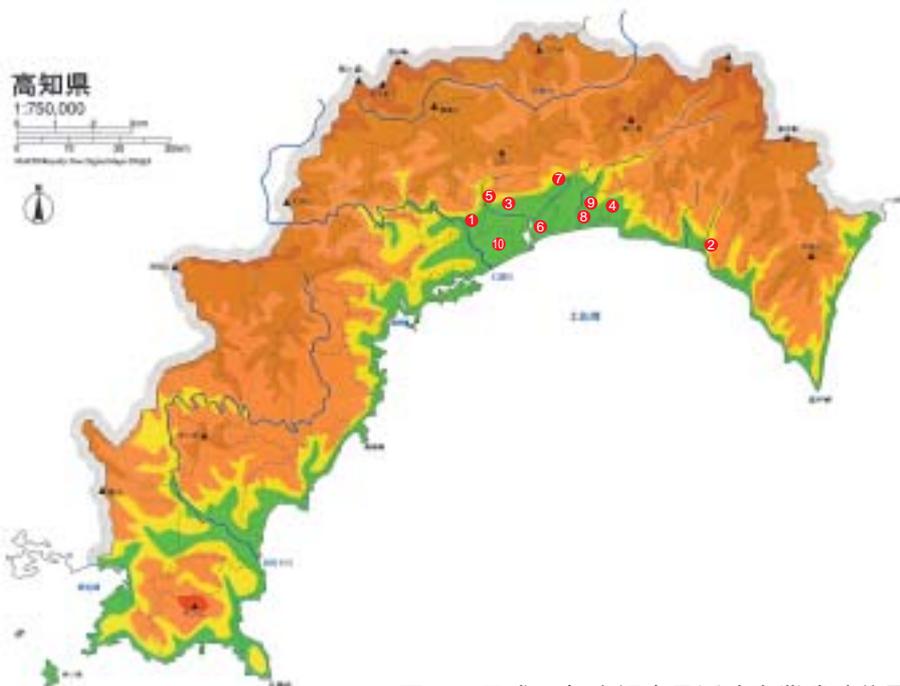


図2 平成12年度調査員派遣事業遺跡位置図  
(番号は一覧表と一致)

平成12年度 埋蔵文化財センター発行報告書一覧

シリーズ名	書名	遺跡所在地	編集・執筆者
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第53集	中村宿毛道路関連発掘調査報告書 具同中山遺跡群 - 2	中村市具同	廣田佳久・畠中宏一
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第54集	中村宿毛道路関連発掘調査報告書 神ヶ谷窯跡・サンナミ遺跡	宿毛市平田	久家隆芳
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第55集	土佐市バイパス発掘調査報告書 光永・岡ノ下遺跡	土佐市高岡町	廣田佳久・伊藤 強 田中涼子
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第56集	県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群 - 2	中村市具同	久家隆芳
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第57集	土佐市バイパス発掘調査報告書 天神遺跡・林口遺跡	土佐市高岡町天神、 林口	廣田佳久・泉 幸代 田中涼子
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第58集	県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群	中村市具同	小野由香
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第59集	県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群	中村市具同	筒井三菜・池澤俊幸 浜田恵子
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第60集	土佐市バイパス発掘調査報告書 天神遺跡	土佐市高岡町天神	廣田佳久・伊藤 強 田中涼子
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第61集	四国横断自動車道発掘調査報告書 西鴨地遺跡	土佐市西鴨地	出原恵三・松村信博
高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第62集	四国横断自動車道発掘調査報告書 居徳遺跡群	土佐市高岡町乙	佐竹 寛・下村 裕 曾我貴行・藤方正治

平成12年度 職員派遣事業

	遺跡名	所在地	時代	種別	面積 (m <sup>2</sup> )	事業内容	派遣人数	派遣期間	派遣日数	市町村名
1	バーガ森北斜面遺跡	吾川郡伊野町奥名	弥生	集落	-	整理作業	1人	11月～2月	5日	伊野町
2	コゴロク廃寺地	安芸郡奈半利町中川原他	弥生～中世	〃	2,500	発掘・整理	2人	通年	21日	奈半利町
3	高知城(黒鉄門)	高知市丸の内	中近世	城跡	45	試掘調査	2人	5/8～6/8	24日	高知市
4	下分遠崎遺跡	香美郡香我美町下分	弥生	集落	-	整理作業	1人	通年	10日	香我美町
5	小浜城跡	土佐郡鏡村	中世	山城	-	整理作業	1人	通年	通年	鏡村
6	池城	高知市池	〃	城跡	90	試掘調査	1人	3/16～3/22	4日	高知市
7	土佐国衙跡	南国市比江	古代	官衙	-	整理作業	1人	1/7～3/31	7日	南国市
8	上岡北遺跡	香美郡野市町上岡	近世	堤防	1,100	発掘・整理	1人	通年	10日	野市町
9	母代寺土居屋敷遺跡	香美郡野市町母代寺	古代・中世	寺院関連	3,000	発掘調査	1人	1/7～3/31	4日	〃
10	木塚城跡	吾川郡春野町西分	中世	山城	11,000	発掘・整理	1人	通年	通年	春野町
				計	17,735					

平成12年度 市町村発行報告書一覧

シリーズ名	書名	遺跡所在地	編集・執筆者
葉山村埋蔵文化財発掘調査報告書第4集	姫野々土居城跡	高岡郡葉山村姫野々	吉成承三・大崎文彦 松田知彦
伊野町埋蔵文化財調査報告書第2集	バーガ森北斜面遺跡	吾川郡伊野町バーガ森	伊藤 強
西土佐村埋蔵文化財調査報告書第6集	車木遺跡	幡多郡西土佐村下家地	木村剛朗

㊦、『県道中村下ノ加江線発掘調査報告書 具同中山遺跡群』を刊行した。

また市町村関係では、平成9・10年度に調査を実施した高岡郡葉山村姫野々土居跡の報告書『葉山村埋蔵文化財発掘調査報告書第4集 姫野々土居跡』、平成12年度に調査を実施した幡多郡西土佐村車木遺跡の報告書『高知県幡多郡西土佐村埋蔵文化財調査報告書第6集 車木遺跡』が刊行された。

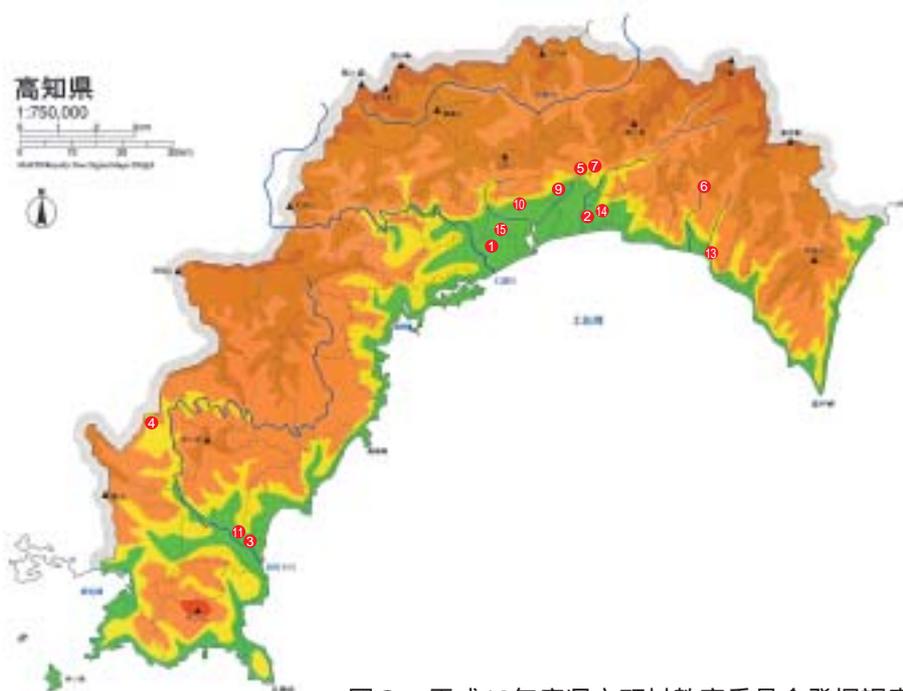


図3 平成12年度県市町村教育委員会発掘調査位置図  
(番号は一覧表と一致)

平成12年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表 (本発掘調査)

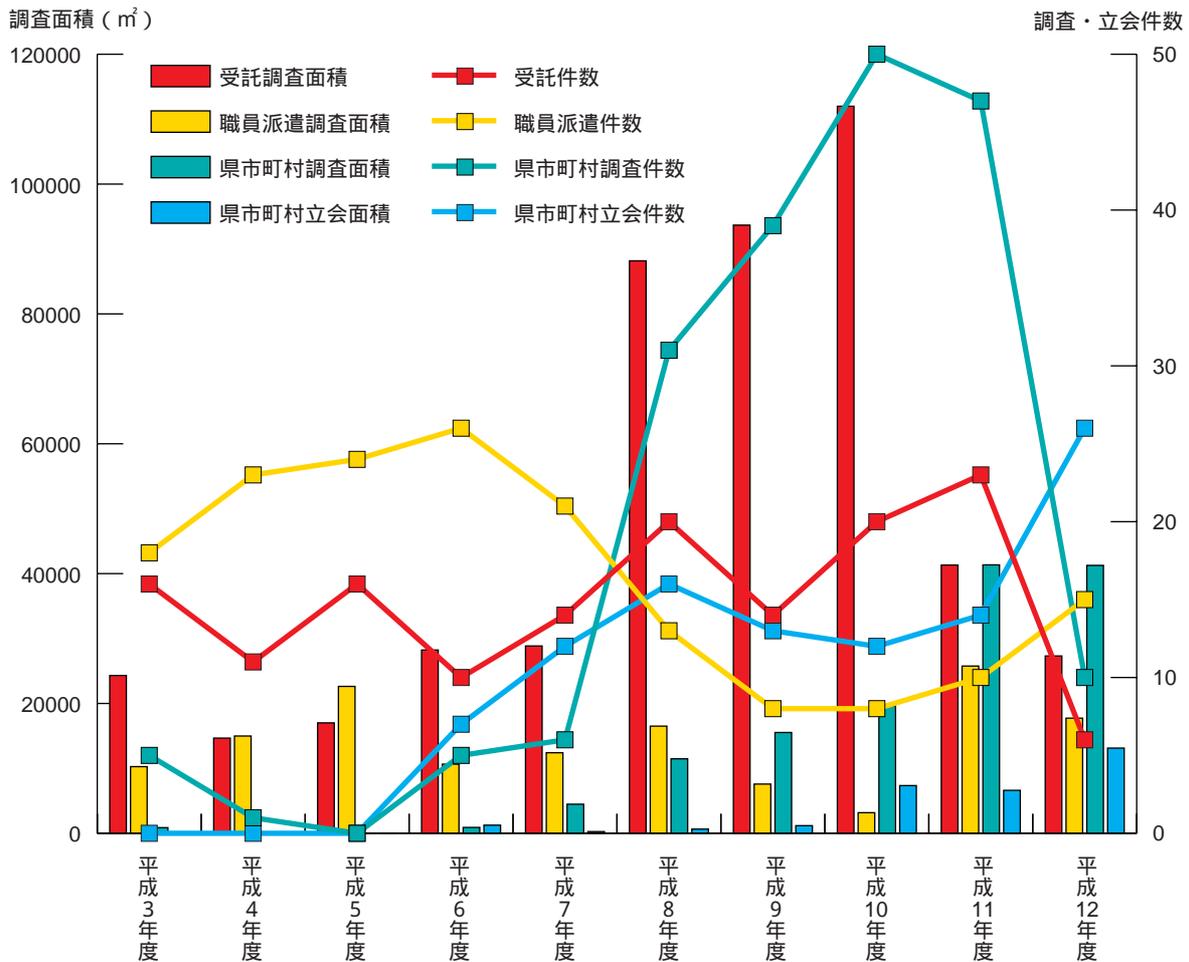
	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	調査期間	面積 (㎡)
1	木塚城跡	吾川郡春野町西分	中世	山城	ホテル建設	民間	春野町教委	4/1 ~ 6/30	11,000
2	上岡北遺跡	香美郡野市町上岡	近世	堤防	排水施設関連	野市町	野市町教委	4/6 ~ 7/28	1,100
3	古津賀遺跡群	中村市古津賀東ナルザキ	弥生	集落	都市計画事業	民間	中村市教委	4/10 ~ 7/31	1,500
4	車木遺跡	幡多郡西土佐村下家地	縄文	散布地	学術調査		西土佐村教委	5/8 ~ 6/7	100
5	開牛丸遺跡	香美郡土佐山田町新改	縄文~近代	〃	圃場整備	高知県	土佐山田町教委	5/18 ~ 7/14	870
6	畑山家ノ谷遺跡	安芸市畑山家ノ谷甲	中・近世	〃	学術調査		安芸市教委	5/19 ~ 9/27	59
7	屋舗田丸遺跡	香美郡土佐山田町新改	〃	〃	圃場整備	高知県	土佐山田町教委	7/19 ~ 10/26	1,340
8	愛宕洞窟遺跡	高岡郡葉山村貝ノ川	縄文	洞窟遺跡	学術調査		岡山大学	8/4 ~ 8/11	13
9	比江廃寺跡	南国市比江寺	古代	寺院跡	〃		南国市教委	9/27 ~ 10/3	261
10	秦泉寺廃寺跡	高知市中秦泉寺	〃	〃	住宅建設	民間	高知市教委	9/27 ~ 12/28	1,700
11	古津賀遺跡群	中村市古津賀ハウスボウ	古墳	集落	都市計画	〃	中村市教委	10/2 ~ 1/18	800
12	上岡北遺跡	香美郡野市町上岡	弥生・近世	〃	集落排水工事	野市町	野市町教委	10/3 ~ 11/8	300
13	コゴロク廃寺	安芸郡奈半利町中川原他	弥生~中世	〃	圃場整備	高知県	奈半利町教委	10/10 ~	2,500
14	母代寺土居屋敷遺跡	香美郡野市町母代寺	古代・中世	〃	グラウンド造成	野市町	野市町教委	12/13 ~ 3/31	3,000
15	鴨部遺跡	高知市鴨部迫入道	弥生	〃	プール建設	高知市	高知市教委	3/19 ~	2,700
							計		27,243

平成12年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表（試掘確認調査）

	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	調査期間	面積 (㎡)
1	ハザマダ遺跡	南国市植田高野	古墳～古代	散布地	圃場整備	高知県	南国市教委	4/17～4/17	64
2	東崎遺跡	南国市東崎	弥生～中世	集落	市道敷設	南国市	〃	4/18～4/18	32
3	田村城跡	南国市田村乙	中世	城館跡	駐車場建設	民間	〃	4/24～4/24	24
4	長崎遺跡	土佐清水市名ノ浜	縄文	散布地	無線中継基地建設	〃	土佐清水市教委	4/26～4/27	2
5	車木遺跡	幡多郡西土佐村下家地	〃	〃	圃場整備事業	高知県	西土佐村教委	5/15～5/24	90
6	藤ノ川白髪・松ノ本地区	幡多郡西土佐村白髪・松ノ本			〃	〃	〃	6/12～6/16	66
7	高知郭中	高知市丸ノ内	近世	集落	水路工事	高知市	高知市教委	7/15～7/16	48
8	長浜東ヒルタ	高知市長浜東ヒルタ			土地造成	〃	〃	7/24～8/2	525
9	古津賀遺跡	中村市古津賀	古墳	集落	都市計画	民間	中村市教委	7/27～10/6	140
10	秦泉寺廃寺	高知市中秦泉寺	古代	寺院	住宅建設	〃	高知市教委	8/3～8/11	125
11	長浜宇賀遺跡	高知市長浜上九郎	古代・中世	散布地	〃	〃	〃	8/29～8/30	100
12	柳田遺跡	高知市朝倉甲	縄文～古墳	〃	〃	〃	〃	8/31～8/31	35
13	比江廃寺	南国市比江	古代	寺院	〃	〃	南国市教委	9/25～9/26	261
14	土佐国衙跡	〃	〃	官衙	〃	〃	〃	10/4～10/10	300
15	下家地ブケン・トイノキ地区	幡多郡西土佐村ブケン・トイノキ			圃場整備	高知県	西土佐村教委	10/23～10/26	51
16	下家地ハイタカ遺跡	幡多郡西土佐村下家地ハイタカ	縄文	散布地	〃	〃	〃	10/26～10/31	37
17	下家地チヨシ遺跡	幡多郡西土佐村下家	〃	〃	〃	〃	〃	10/31～11/13	128
18	瓜尻遺跡	安芸市井ノ口・僧津	古墳・中世	〃	〃	安芸市	安芸市教委	11/6～11/9	57.7
19	須崎丸遺跡	香美郡土佐山田町間	縄文	〃	土地造成	高知県	土佐山田町教委	11/13～11/29	160
20	母代寺土居屋敷遺跡	香美郡野市町母代寺	中世	集落	グラウンド造成	野市町	野市町教委	11/13～12/12	520
21	下家地下ヲソゴイ地区	幡多郡西土佐村下家地 下家地下ヲソゴイ地区			圃場整備	高知県	西土佐村教委	11/14～11/14	12
22	車木遺跡	幡多郡下家地下家地	縄文	散布地	〃	〃	〃	11/14～11/16	12
23	平串遺跡	高岡郡窪川町平串・富岡	縄文・中世	〃	〃	〃	〃	11/21～12/19	266
24	入野遺跡	香美郡土佐山田町入野	中世	〃	〃	〃	土佐山田町教委	12/7～1/15	200
25	藤ノ川地区	幡多郡西土佐村藤ノ川			〃	〃	西土佐村教委	12/11～12/15	160
26	朝倉城山遺跡	高知市朝倉市ノ尾	弥生	散布地	住宅建設	民間	高知市教委	12/15～12/15	60
27	浦戸城下町遺跡	高知市浦戸	中近世	〃	〃	〃	〃	12/18～12/18	30
28	柳田遺跡	高知市朝倉甲神	縄文～古墳	〃	〃	〃	〃	1/10～1/12	140
29	鴨部遺跡	高知市鴨部迫入道	弥生・中世	〃	プール建設	高知市	〃	1/15～1/22	152
30	古津賀遺跡群	中村市古津賀八ギノ	古墳	集落	住宅建設	民間	中村市教委	1/17～1/17	4
31	具同中山遺跡群	中村市八反田	弥生～古代	〃	店舗建設	〃	〃	1/23～2/9	256
32	浦戸城下町遺跡	高知市浦戸打越	中世・近世	散布地	住宅建設	〃	高知市教委	1/19～1/29	10
33	附野遺跡	安芸郡芸西村和食竹藪	弥生	〃	無線中継基地建設	〃	芸西村教委	2/8～2/8	12
34	後川橋西遺跡	中村市安並	〃	〃	河川護岸工事	国土交通省	中村市教委	2/15～2/20	85
35	双海遺跡	中村市双海釜ノ口	縄文	〃	公園整備	高知県	〃	2/28～3/2	24
36	池城跡	高知市池羽添・御畑 他	中世	城跡	土砂採集工事	民間	高知市教委	3/16～3/22	90
37	西ノ谷遺跡	香美郡野市町西ノ谷	弥生	集落	農道建設	高知県	高知県教委	11/6～11/6	20
38	泉の南遺跡	室戸市室戸岬町	古代～中世	散布地	土地造成	〃	〃	1/9～1/10	58
39	中里地区	安芸郡奈半利町乙			高規格道路	〃	〃	1/29～1/30	77
40	高知郭中	高知市丸ノ内	近世	屋敷跡	裁判所建て替え	裁判所	〃	2/1～2/14	76
							計		4,509.7

平成3～12年度の県内発掘調査件数と面積一覧表

項目 年度	受託 件数	受託面積	職員派 遣件数	職員派遣 調査面積	調査面積 小計	県市町村 調査件数	県市町村 調査面積	県市町村 村立会	県市町村 立会面積	調査面積 合計
平成3年度	16件	24,310㎡	18件	10,270㎡	34,580㎡	5件	870㎡	0件	0	35,450㎡
平成4年度	11件	14,663㎡	23件	14,984㎡	29,647㎡	1件	90㎡	0件	0	29,737㎡
平成5年度	16件	17,010㎡	24件	22,630㎡	39,640㎡	0件	㎡	0件	0	39,640㎡
平成6年度	10件	28,233㎡	26件	10,650㎡	38,883㎡	5件	907㎡	7件	1,253㎡	41,043㎡
平成7年度	14件	28,856㎡	21件	12,412㎡	41,268㎡	6件	4,484㎡	12件	265㎡	46,017㎡
平成8年度	20件	88,178㎡	13件	16,508㎡	104,686㎡	31件	11,475㎡	16件	649㎡	116,810㎡
平成9年度	14件	93,675㎡	8件	7,584㎡	101,259㎡	39件	15,530㎡	13件	1,179㎡	117,968㎡
平成10年度	20件	111,990㎡	8件	3,177㎡	115,167㎡	50件	19,647㎡	12件	7,351㎡	142,165㎡
平成11年度	23件	41,320㎡	10件	25,762㎡	67,082㎡	47件	41,348㎡	14件	6,621㎡	115,051㎡
平成12年度	6件	27,314㎡	15件	17,735㎡	45,049㎡	10件	41,268㎡	26件	13,127㎡	99,444㎡



平成3～12年度の県内の発掘調査件数と調査面積変動表

### 3 普及啓発事業

埋蔵文化財が地域の歴史や文化を知る上で重要な資料であることを広く県民に理解して頂き、また埋蔵文化財を身近に感じてもらうために、各種の普及啓発事業に取り組んでいる。発掘調査現場での現地説明会、小中学校の遺跡見学や体験学習の受入、出土遺物の公開展示や遺跡の紹介、考古学講座や各種研修会等への講師派遣、さらに12年度からは全県下の小学校を対象にした出前考古学教室も開始した。

#### 現地説明会

高知城三ノ丸（石垣整備事業に伴う試掘・確認調査）

日時：平成12年10月29日

場所：高知城三ノ丸

250㎡の狭隘な調査面積であったにもかかわらず、山内一豊入国以前の築城を示す石垣の存在が明かとなるなど、これまでの通説に見直しを迫る成果を納めた。雨の中300余人の参加があった。

具同中山遺跡 - 3（中村・宿毛道路高規格建設に伴う埋蔵文化財発掘調査）

日時：平成12年11月5日

場所：中村市具同字中山

当遺跡は古墳時代の祭祀遺跡として著名なところであり、今次調査においても多くの祭祀遺構・遺物が検出されたが、特に今回は竪穴住居や掘立柱建物跡が検出されたことから注目を集めた。100名の市民が参加した。



高知城三ノ丸現地説明会



具同中山遺跡記者発表

#### 「土佐の考古学展」 - 流域の遺跡と考古学 -

平成11年度には、近年の発掘調査の成果を広く知っていただくために「高知の遺跡 速報展」と題した展示会が高知県立美術館を会場として開催された。平成8年度以降、県内においても高知空港拡張事業や高速道路建設等に伴う大規模な調査が開始され、調査結果を広く公開する機会を持つ時間も無く調査に追われる状況であったが、発掘調査のピークを越えた昨年度に、これまでの成果を一同にまとめて展示することとなった。展示は発掘調査の成果を基に、旧石器時代から時代を追って近世に至るまでの内容を中心とし、埋蔵文化財センターの紹介や土器に触れるコーナーなども設置され、多くの人々に見ていただくことができ、大きな成果があった。

今年度においても、好評であった昨年度の展示会を受けて、再度、高知県立美術館を会場として展示会を行うこととなった。昨年度は時代別の展示を行ったので、今回は県内の河川流域を中心と

した展示を行い、地域における遺跡立地の違いや、発掘調査から見た地域の発展の歴史と地域間交流をテーマとした。展示期間は平成12年10月14日～10月29日の間であり、入場者数は8,571人と昨年度の2倍以上となっており、2年連続の展示会として大きな反響があった。

展示内容は、副題の「流域の遺跡と考古学」が示すとおり、県内の主要な河川である四万十川、仁淀川、物部川、吉野川の4河川の流域と中小河川の多い東部地域の5ブロックに分けての展示とし、各流域の遺跡の特色と他地域との交流の状況を見ることができるよう内容を目的とした。また、今回は主となる展示品として、物部川流域の香北町に所在する大川上美良布神社所蔵の銅鐸2点が出品された。この銅鐸は美良布神社の御神宝であり、今まで公開されることはほとんどなく、今回の展示会には特別の御配慮をいただき、展示することができた。



会場入口の流域展示

四万十川流域の展示においては、四万十川の支流である中筋川流域に所在する具同中山遺跡群の調査成果を中心として、旧石器から近世に至る遺跡の調査状況が紹介された。具同中山遺跡群

は河川改修及び高規格道路建設等に伴う調査が10年来行われており、古墳時代の祭祀を中心に縄文から中世の貴重な調査成果が上げられている。四万十川流域は幡多地域と呼ばれ、現在でも幡多弁として言葉の違いがあるように、県内においても大きな地域性の違いがあり、愛媛県南部や豊後水道を隔て、九州との関連性を知ることができる地域である。中世には京から中村への一条氏の下向もあり、幡多地域を中心に西南四国としての特色を見ることができる。

幡多地域と県中央部の間を流域とする仁淀川流域では、これまで余り多くの発掘調査は行われていなかったが、近年には高速道路や国道バイパス関連の調査が実施され、新たな遺跡の存在とその内容が注目されている。高速道路関連では、居徳遺跡群の縄文晩期の木胎漆器や鍬、大洞式土器の出土など、今までにない内容を持つ遺跡の存在が判明しており、広域にわたる交流の姿を見出すことができる。また、土佐市バイパス関連の遺跡の調査では湖州鏡の出土等もあり、中世を中心とした調査成果が上げられている。

県内最大の平野部である高知平野を形成した物部川流域には多数の遺跡が所在しており、これまで多くの発掘調査が行われている。中でも空港拡張に伴う田村遺跡群の発掘調査が最も注目され



美良布神社所蔵の銅鐸

ており、弥生時代を通じての拠点集落の姿が判明しつつある。田村遺跡群では前回調査も含めて竪穴住居跡約400棟等の遺構が検出され、出土遺物も各時期の土器、石器等多量にわたっており、四国でも最大級の集落として、その構造の解明が進められている。また、田村遺跡群周辺は銅矛と銅鐸の分布圏の境界にあたり、美良布神社の銅鐸をはじめとして、今までに確認されている銅矛等の青銅器の展示も同時に行われた。

四国山地の中央部を貫く吉野川流域では、縄文時代後期の松ノ木遺跡を中心とした展示が行

われた。松ノ木遺跡では良好な土器が多量に出土しており、縄文後期の松ノ木式土器の標式遺跡として注目され、四国中央部を交流の拠点とする様相を見ることができる。また、古墳時代では吉野川下流の徳島県との交流の状況も出土土器から確認され、海岸部に対する山間部の各地域間のつながりを知ることができる。

最後に県東部については、安芸川、伊尾木川、奈半利川、安田川等の中小河川が太平洋に流れ出ており、各地に小平野を形成しているが、遺跡の所在及び発掘調査件数が少ないのが現状であった。しかし、奈半利町におけるコゴロク廃寺跡の調査のように古代から中世にかけての新たな発見もあり、また、安芸市ではかつて銅鐸や銅矛が発見されており、今後、県東部の中心地として新たな発掘調査の成果が期待できる地域として注目される。

今回は、以上のように県内の遺跡と考古学から見た各流域の特色を中心に展示を行った。入場者からの感想は概ね好評であったが、昨年と同様に、恒常的に発掘調査の成果を見ることができる施設への要望も強く、今後の埋蔵文化財保護を進める上で、調査成果を公表できる施設と埋蔵文化財センターの広報・普及体制の整備が、今後の大きな課題として再認識された。



田村遺跡群出土の大形壺



展示内容の解説風景



土器に触る・くっつける

#### 開館10周年関連企画展「居徳遺跡」

平成9・10年度に発掘調査を実施した居徳遺跡群の出土資料について、高知県立歴史民俗資料館との共催事業として、展示をおこなった。居徳遺跡群については長期間にわたる整理作業を継続中であり、その過程において得られる新知見は決して少なくない。途中経過的ではあるが、報告書の作製と合わせてこれらを公開し、普及活動に資することを目指した。展示資料は、整理作業の進捗した居徳遺跡群1区から出土の土器、石器、木製品、貝類等（縄文時代晩期～弥生時代前期）を中心とした。そしてこれに、全国的な注目を集めている土偶・木製鋤・木胎漆器・大洞式土器の4つの資料を加えて構成した。また、開催期間中には、関連行事として展示解説1回と講演会1回をおこなった。

展示会名 開館10周年関連企画展「居徳遺跡」

会 場 南国市岡豊町八幡1099 - 1 高知県立歴史民俗資料館 1階企画展示室

期 間 平成19年3月16日～5月18日（開催日数：51日間）

入場者数 3,599人

期間中の関連行事

講座

日 時 3月24日 午後2時～4時

演 題 「展示解説」

講 師 （財）高知県文化財団埋蔵文化財センター  
主任調査員 曾我 貴行

聴講者 87人

講演会

日 時 4月21日 午後2時～3時30分

演 題 「縄文土器文化の中に見られる東南アジア的様相 漆の採集・塗彩技術の起源と流れについて」

講 師 江坂 輝彌氏（慶應義塾大学名誉教授・松阪大学名誉教授）

聴講者 69人



展 示 風 景



展 示 風 景

### 出前考古学教室

「発掘現場の臨場感を教室に！」の合い言葉で、昨年度南国市の小中学校11校で実施した出前考古学教室が好評だったことから、12年度は対象を全県下に広げて西は宿毛市から東は室戸市まで28校の小学校で実施した。以下準備から実施内容について紹介したい。

準備するもの

副読本『土の中からこんにちわ』 展示遺物（土器・石器など約200点）

火起こし道具 ハコバン2台（軽四輪車）など

スタッフ

専門調査員5人と学校からの派遣職員5人の計10名

遺物の搬出から展示

通常、軽のハコバン2台に遺物その他道具一式を積み込んで早朝に埋文センターを出発、遠くへ行く場合は1泊ないし2泊する時もある。2校時（9時30分頃）までに展示場の設営や火起こしの準備を行う。展示場は空き教室であったり、体育館、図書室など学校によって

さまざまである。遺物は時代別にいくつかの島に分けて展示し、周囲には発掘調査や整理作業の流れがわかるようにパネルを貼る。授業担当者は、この間にクラス担任と最終打ち合わせをする。

#### 授業

6年生の教室に入って遺跡や発掘調査の授業を1校時(45分)行う。授業は内容的に深めるのではなく、「どうしたら遺跡を見つけることができるのか」、「土器でどうして時代の古さがわかるのか」など児童の素朴な疑問に答えるように心掛けている。しかし土器や石器を単に「珍しさ」として受け取らせるのではなく、歴史体験に発展させて行くための工夫が必要である。また多くの児童は生活の身近に遺跡があることを知らない。学校の周辺にある遺跡やその特徴も紹介しながら地域の歴史や文化に興味を持ってもらうようにすることも大切である。

#### 展示場での学習

展示場は放課後まで実施しており、6年生に限らず時間の調整さえできれば各学年、クラスに見に来てもらっている。調査員が説明をし、ガラス越しではなく土器や石器に実際に触れながら学習する場所である。旧石器時代から幕末までの道具の変化を一目で見ることができ、道具の変化と人々の生活の変化がどのように関連しているのか、また何故このように道具が変化するのかなど、歴史への疑問や関心を深められる場でもある。

#### 火起こし

最も人気の高いコーナーである。最初に模範演技と説明をした後、2～4名のグループに分かれて交替しながら挑戦する。ほとんど全員が煙の出るところまでは到達するが、発火となるとなかなか難しい。しかし多いときには10人程、少ない時でも3・4人は発火できる。先生や保護者も一緒になって挑戦することもしばしばあった。

この作業をスムーズに行うためには、火錐棒や臼板などの入念な補修・整備が不可欠である。

#### まとめ

県下28校を回り、延べ1,352人に授業を行い、3,789人に何らかのかたちで遺跡や遺物に触れてもらうことができた。走行距離は1,973kmであった。授業を受けてもらった6年生には感想文をお願いしているが、ほとんどの子どもたちが答えてくれている。ただ「おもしろかった」、「たのしかった」だけでなく、遺跡や遺物が自分達の生活の身近にあることに対する驚きや喜びが綴られている。先生や保護者も本物に触れられることの素晴らしさや地域の歴



火起こしに挑戦



各時代の遺物に触れる

史の見直しを痛感したと言ったような感想が数多く寄せられた。一連の実践を通して、埋蔵文化財を身近に感じてもらい、歴史の追体験を果たし、地域の歴史と現代を統一的に把握することによって、地域と自分達のあり方を見つめることのできる芽を育てることの良い機会に成り得たのではないかと思う。また担当者にとっては、発掘調査や整理作業の社会的真価が問われる場であり、子どもたちにとって必要な埋文情報とは何かということ問い直す良い機会でもあった。



道具（石斧）を使った授業

#### 4 研修事業等

##### 新規職員研修

例年、年度当初に市町村や埋蔵文化財センターの新規職員を対象に発掘調査や整理作業の基礎的知識や技術の取得を目的とした研修を10日間行っているが、12年度は4月10日から21日に実施した。

##### 職員研修

埋文センター職員の資質の向上を目的とした研修で、12年度は外部講師によるものが2回、県内の市町村、県教委、埋文センター職員が講師を務めた研修を4回行った。

平成12年度新規職員研修参加者一覧表

	所 属	氏 名
1	高知市社会教育課	西 森 重 男
2	奈半利町教育委員会	平 島 丈 徳
3	土佐山田町教育委員会	小 林 麻 由
4	高知県埋蔵文化財センター	岩 本 繁 樹

平成12年度 新規埋蔵文化財担当職員研修日程表

項 目	研 修 項 目	
	午 前 (概論・各論)	午 後 (各論・実習)
4月10日(月)	文化財保護行政(文化財保護室)	測量実習(小野)
4月11日(火)	調査の方法(廣田)	写真实習(曾我)
4月12日(水)	整理作業の方法(廣田)	土器実測(久家)
4月13日(木)	旧石器概論・各論(森田・松村)	石器実測(松村)
4月14日(金)	縄文時代概論・各論(前田・曾我)	縄文土器拓本(山本)
4月17日(月)	弥生時代概論・各論(出原・坂本)	弥生土器実測(出原)
4月18日(火)	古墳時代概論・各論(山本・久家)	歴史民俗資料館見学(山本)
4月19日(水)	古代概論・各論(廣田・池澤)	須恵器実測(廣田)
4月20日(木)	中世概論・各論(松田・吉成)	陶磁器類実測(浜田・筒井)
4月21日(金)	近世概論・各論(松田・浜田)	報告書の活用と方法(廣田)

平成12年度 職員研修

外部講師による研修				
	研修内容	日時	講師	所属
1	第4紀地質学と考古学	7月27・28日	満塩 博美	高知大学理学部教授
2	近世陶磁器の編年について	11月29・30日	鈴木由紀夫	佐賀県立九州陶磁文化館普及課長
内部講師による研修				
3	土佐の城郭出土の貿易陶磁	7月28日	吉成 承三	高知県埋蔵文化財センター調査第2班
4	土佐の近世陶磁	"	浜田 恵子	"
5	木塚城の発掘調査成果について	9月28日	徳平 晶	春野町教育委員会
6	松ノ木遺跡の成果について	11月30日	前田 光雄	高知県埋蔵文化財センター調査第2班
7	高知城三ノ丸調査の成果について	"	松田 直則	高知県埋蔵文化財センター調査第5班
8	裁判所跡地試掘調査の報告	2月23日	門脇 隆	高知県教育委員会文化財保護室
9	西鴨地遺跡の調査成果から	"	松村 信博	高知県埋蔵文化財センター調査第3班
10	高知県の古代寺院跡について	"	山本 哲也	高知県埋蔵文化財センター調査第1班

平成12年度 会議参加一覧表

	参加会議	場所	日時	参加者
1	第21回全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会	浜松市	平成12年6月8日・9日	門田 所 長
2	平成12年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会	山口市	平成12年10月5日・6日	藤 方 正 治
3	平成12年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会中・四国・九州ブロック会議	鳥取市	平成12年10月26日・27日	吉 成 承 三
4	全国コンピューター等研究委員会全国委員会	東広島市	平成12年6月29日・30日	廣 田 佳 久 下 村 裕
5	全国コンピューター等研究委員会中・四国・九州ブロック	徳島市	平成12年9月7日・8日	廣 田 佳 久
6	全国コンピューター等研究会全国委員会	宇都宮市	平成12年10月26日・27日	廣 田 佳 久
7	平成12年度四国埋蔵文化財法人実務担当者会	新居浜市	平成12年9月28日・29日	曾 我 貴 行

## 5 研究会

### 第4回戦争遺跡保存全国シンポジウム

日 程：2000年8月21日～23日

会 場：ホリディイン（南国市）

21日と23日の午後は掩体壕をはじめ南国市、高知市にのこる戦争遺跡の見学、22日と23日午前は各地域からの発表と討論が行われた。全国から220名の参加者があった。

### 第17回中・四国旧石器文化談話会

日 程：2000年10月21・22日

会 場：高知女子大学（高知市永国寺町）

今回は南国市に所在する奥谷南遺跡の調査成果をもとに「中・四国地方における細石刃文化の様相 - 奥谷南遺跡出土石器群の様相を中心として - 」をテーマにして4本の基調報告と資料見学会・討論が行われた。22日の午後は奥谷南遺跡の現地見学も行った。参加者は75名であった。

## 6 埋蔵文化財センターの施設整備について

埋蔵文化財センターは平成3年度に設立されてから10年を迎えましたが、今回、施設の造築を行い機能強化を図ることとなりました。施設自体は、センター設立以前の昭和58年度から田村遺跡群の整理作業場として高知県立東工業高校の寮舎を借り受け、さらに昭和61年度からは県教育委員会文化振興課の南国整理作業所として、高校の仮設教室であったプレハブの移築により、埋蔵文化財の発掘調査、整理作業に活用されてきました。センター設立時には現在の本館が建設され、平成4・5年度には国庫補助を受けて南館が建設され、整備が行われました。その後、空港拡張に伴う田村遺跡群や高速道路、国道バイパス等の大規模調査が開始され、現地事務所も開設されましたが、平成13年度末には、これらの現地事務所も閉鎖され、調査員、出土遺物等全てが埋蔵文化財センターに帰ってくるようになります。これを受けて、平成11年度から施設整備について関係各位により再度の協議が行われ、現在地における収蔵庫と管理棟である本館の新設が決定されました。

事業としては、やはり平成12・13年度の国庫補助事業として実施する運びとなり、現在建築中となっています。新たにできる本館には、これまで欠けていた広報・公開のための展示室と研修室や資料保管機能である特別収蔵庫、図書図面室、写真保管室等を中心として整備され、遺物収蔵庫は現在すでに満杯であるため、今後10年間の収蔵も想定して約3万箱のコンテナケース収蔵の規模として建築されている。施設整備の全体的な流れとしては、小刻みに造築を続けており、効率的とは



建築の進む本館



収 蔵 庫

言えないが、高知県における埋蔵文化財保護行政の歩を考えれば、これに歩調を合わせた整備状況と言えるのではないのでしょうか。完成状態については来年度の年報なりで報告したいが、今後の方針としては施設の活用を如何に進めるかが問題であり、運用のソフト面での新たな方策が求められているところではないのでしょうか。

## 各遺跡の発掘調査概要

## 田村遺跡群 (00 - 1 N T)

1. 所在地 南国市田村
2. 立地 物部川下流新規扇状地
3. 時代 縄文時代～近世
4. 調査期間 平成12年6月11日～平成12年8月25日(前期)  
平成12年10月11日～平成13年1月31日(後期)
5. 調査面積 9,772㎡
6. 担当者 森田尚宏・前田光雄・小島恵子・浜田恵子  
名木 郁・堅田 至・山田和吉・坂本憲昭  
坂本祐一・小野由香・吉成承三



7. 調査内容 高知空港再拡張工事に伴う田村遺跡群発掘調査は平成8年度から調査を実施し、本年度で5年目をむかえた。平成11年度で本体工事部分についてはほぼ終了し、調査面積も141,637㎡に至った。本年度の発掘調査については、補償工事部分の一部と現況道路・水路部分及び市道地下道化部分を対象として実施された。その結果、現況道路・水路部分に関しては、周辺の本体調査区において確認されていた竪穴住居跡や土坑、溝等の遺構延長部の調査が行われ、それぞれの遺構が完結した状況となった。また、新たに竪穴住居跡等も検出され、総数423棟になり、遺構の全体数としては増加した。今回の調査区は広範囲に及ぶため、ここでは一部を紹介する。

A10区は高知空港北側の補償工事部分の調査区であり、田村城館の濠の内側に位置し、西辺に土塁が一部残る。田村城館内の状況と土塁の確認を主たる目的とする調査区であった。検出された遺構は、竪穴住居跡2棟、土坑41基、柱穴約120個、溝13条、性格不明遺構3基、土塁基部である。これらの遺構の中で弥生時代に属するものは、竪穴住居跡2棟、土坑20基、柱穴40個、溝1条であり、前期の遺構が多く含まれている。竪穴住居跡2棟は調査区西側の土塁下面に掘り込まれており、弥生前期の集落の広がりを確認することができた。田村城館の土塁は、立ち割りによる断面観察により、上部約2mについては、現存していた近現代墓の改葬により著しく攪乱されていたが、下部については盛土中から土師質土器の出土が確認されており、裾部では青磁等も出土することから中世の所産であると考えられ、基底部で幅8m前後を測る田村城館の土塁の存在が判明した。また、基底部下層面において、土塁構築以前の中世ピットも検出されている。城館内の機能分化を考える上で貴重な成果を得ることができた。

4区は、市道地下道化に伴い設定された調査区であり、平成11年度の調査で銅矛が出土した2区の北側に隣接する。田村遺跡群の北端部にあたり、周辺では2区で出土した中広形銅矛をはじめ、調査区に隣接するカリヤ地区では明治32年に広形銅矛が5本発見されており、青銅器が集中的に分布している地点であるとともに、弥生時代の遺構の広がりを知る上で重要な調査区である。

調査の結果、弥生時代前期末葉(大篠式土器)と弥生時代中期末葉～後期にかけての遺構・遺物及び奈良時代末から平安時代初頭にかけての遺構・遺物を検出した。弥生時代前期末葉の遺構としては、竪穴住居跡・土坑・溝が検出されている。竪穴住居の中には方形プランで長軸4m、短軸3m、深さ50cm前後を測る残存状況が良好な住居跡があり、住居内からは、完形の甕3個体がまとまって出土している。また、住居に隣接する土坑からは、同時期の甕・壺が完形で出土している。そ

その他、浅い皿状を呈した竪穴住居跡も見つかっており、住居内中央部には焼土ピットが検出されている。これらの弥生時代前期末葉の遺構の広がりについては、滑走路本体工事部分の調査区では検出されておらず、溝・流路等からの遺物の出土状態から見て、滑走路北側への広がりが想定されていた。竪穴住居跡については、今次調査で初めて検出され、前段階である弥生時代前期中葉～後半にかけての集落である西見当地区C・E区からの変遷・推移を知る上で貴重な成果を得ることができた。弥生時代中期～後期の遺構については、竪穴住居跡27棟、掘立柱建物跡6棟、土坑76基、溝、ピットなどを多数検出している。今回、検出された遺構の中でも圧倒的多数を占めており、4区の中心的時期を占めている。竪穴住居跡については、円形のものと方形のものがあり、前者の中には直径7mを越える大型住居も検出されている。掘立柱建物跡は、溝状土坑が伴うものがあり、長径が8mを越える土坑が付属する1間×4間の掘立柱建物跡が検出された。この遺構の特徴は、溝状土坑に多数の土器・石器が含まれている点である。溝状土坑は、断面形が舟底形を呈しているものが多く、深さが50cm前後を測り、埋土中層から、完形の壺・甕・高坏といった土器や、叩石・石鏃・石包丁といった石器類などがまとまって出土している。中には土坑両端部に完形の壺が1個体ずつ置かれた状態で出土している土坑もあり、性格を考える上で興味深い資料である。出土した壺・甕・高坏の口縁部には凹線文・貼付口縁が認められ、時期的には中期末葉の様式の範疇で捉えられる。この特徴的な遺構はI区に集中して見られ、集落の空間的構造を知る上で重要である。古代の遺構としては、掘立柱建物跡、柵列、溝を検出した。掘立柱建物跡は、調査区中央部から北部にかけて検出されており、配置をみると、「コ」の字状に展開している。平成10年度調査のF4区で検出されている建物群も「コ」の字状の配置を呈しており、郷家クラスの建物群であると考えられる。また、2×3間の総柱建物の倉庫的建物と考えられる建物跡も検出されている。また、現況道路下で検出された溝、柵列は、これら建物群と同一の方向であり、建物を画する溝・柵であると考えられる。以前から検討されてきた香長条里との関係を知る上で貴重である。また調査区北端では廃棄土坑が検出され、完形の土師器、須恵器の皿・坏がまとまって出土している。時期は8世紀後半～9世紀初頭頃のものであるが、この期の遺物は今までの調査区ではまとまった状態での出土は見られず、さらに遺構の広がりが北部に展開している可能性が明らかとなった。



A10区土壘断面



4区溝状土坑と掘立柱建物跡

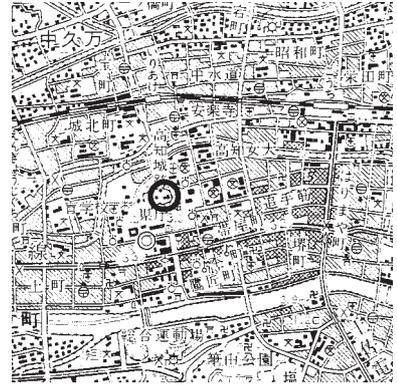
## 高知城跡本丸黒鉄門・三ノ丸跡 (00 - 7 K K ・ 00 - 2 K C )

1. 所在地 高知市丸ノ内
2. 立地 独立丘陵
3. 時代 中世～近世
4. 調査期間 平成12年5月8日～6月8日・  
平成12年8月1日～11月17日
5. 調査面積 本丸黒鉄門45㎡・三ノ丸320㎡
6. 担当者 松田直則・大野佳代子

7. 調査内容 史跡高知城跡は、平成4年度の石垣診断調査で特に本丸南側と三ノ丸南側石垣の修理等の処置の必要性が報告されている。これを受けて発足した石垣対策専門家会議によって平成12年度に決定された石垣解体整備範囲の内、今年度は、石垣解体工事で影響が及ぶ本丸黒鉄門南側石垣、三ノ丸南側石垣において試掘確認調査を実施した。

今回の調査で、検出遺構としては、三ノ丸の地中から旧石垣を検出した他、現存石垣の裏込、排水機能を持つ江戸期の水路遺構、瓦溜等を確認することができた。黒鉄門では現存石垣の裏込及び基礎部分、階段状遺構、石列状遺構等を検出した。出土遺物としては、中世～近世陶磁器、土器、瓦等があるが、特に三ノ丸出土の桐紋軒丸瓦は四国初の出土であり注目される遺物である。

旧石垣は、現存東側石垣裏8m、表土下0.2mの地点で石垣上面が見えはじめて、最終的には高さ2.7m、長さ13.5mの規模を持つ旧態依然とした姿を現わした。三ノ丸の現石垣は砂岩を多く使用しているが、旧石垣は本丸と同様なチャートを主体に一部に石灰岩や砂岩等の自然石も用いられている。強度の弱い石灰岩の周りには特に詰石を多くして補強したり、石垣としては珍しくシマ状砂岩やマンガンチャートをを用いる



桐紋軒丸瓦

天守閣と旧石垣

など急ごしらえの苦勞が偲ばれる。また、隅角部は角度の緩いシノギ角になっており、6石が算木状に積み上げられているが完成した算木積みではない点など、古期の様相の見える石垣である。裏込部分の断面層序の観察や出土遺物から、上端2石目以上が山内氏入城後に修築を受けていることがわかる。3石目以下の基礎部分は、盛土の層以下では中世の遺物しか出土していないことから、慶長期（1596～1614年）以前のもの、則ち長宗我部期に構築されたものと考えられる。

また、今回の調査の成果として、修築を受けた部分の裏込部分から桐紋の軒丸瓦が出土したことは非常に重要な意味がある。豊臣家が多く使用した桐紋だが、城郭瓦としては菊紋瓦とともに秀吉との政治関係の表象物としての側面を持つ（秀吉の支配下）といわれている。山内期修築の段階で混入したと考えられる状況から、桐紋瓦は旧石垣構築段階にはすでに使用されていたと考えられ、その桐紋瓦が葺かれていた建物は旧石垣を利用して存在していた可能性が出てくる。



本丸矢狭間堀下石垣

三ノ丸の地山形成面を調査成果から見ると、中央部は二ノ丸東石垣下から旧石垣盛り土部分まで地山面が残り東側に丘陵が突出した地形であるが、北・南部は切り岸を利用した自然傾斜であったと考えられる。地盤が悪く狭小であった為に大部分を盛土したとされる文献記述（皆山集）とは若干様相が異なるものの、北・南部については、三ノ丸北石垣の度重なる崩壊記録や北・南部の盛土及び遺物出土状況からも山内期の大規模な造成が推察できる。また、大高坂期から長宗我部期にかけての遺物が出土していることから、三ノ丸は、部分的には大高坂期に既に中世城郭として利用されており、その後長宗我部氏によって改修され、さらに山内氏によって現在の曲輪に整えられたと考えられる。

このように、今回の調査では、長宗我部氏が大高坂山を支配下においた永祿段階の遺物が出土したり天正年間の石垣の検出や桐紋瓦等が出土するなど、長宗我部期大高坂城の検討を要する資料が出土した。江戸期の遺構としては、瓦溜の他に三ノ丸縁辺部のトレンチ設定箇所水路遺構を検出するのみに留まった。今後の考古学的な検討はもとより、古文書や建築史学分野からの検討も踏まえながらの史跡文化財としての高知城跡の調査に期待がもたれる。

このように、今回の調査では、長宗我部氏が大高坂山を支配下においた永祿段階の遺物が出土したり天正年間の石垣の検出や桐紋瓦等が出土するなど、長宗我部期大高坂城の検討を要する資料が出土した。江戸期の遺構としては、瓦溜の他に三ノ丸縁辺部のトレンチ設定箇所水路遺構を検出するのみに留まった。今後の考古学的な検討はもとより、古文書や建築史学分野からの検討も踏まえながらの史跡文化財としての高知城跡の調査に期待がもたれる。

このように、今回の調査では、長宗我部氏が大高坂山を支配下においた永祿段階の遺物が出土したり天正年間の石垣の検出や桐紋瓦等が出土するなど、長宗我部期大高坂城の検討を要する資料が出土した。江戸期の遺構としては、瓦溜の他に三ノ丸縁辺部のトレンチ設定箇所水路遺構を検出するのみに留まった。今後の考古学的な検討はもとより、古文書や建築史学分野からの検討も踏まえながらの史跡文化財としての高知城跡の調査に期待がもたれる。



本丸南石垣根石部分

## 京間遺跡 (00 10TK)

- 1.所在地 土佐市高岡町京間
- 2.立地 仁淀川右岸自然堤防
- 3.時代 中世～近世
- 4.調査期間 平成13年1月19日～3月12日
- 5.調査面積 1,261m<sup>2</sup>
- 6.担当者 廣田佳久・高橋厚彦・江戸秀輝・岩本繁樹
- 7.調査内容 京間遺跡は平成12年度に実施した土佐市パイパス建設工事に伴う野田・摺木・京間地区の試掘調査で確認された

遺跡である。平成12年度には地下道建設にかかる仮設道布設に伴って京間遺跡の南東部の一部の本発掘調査を実施した。

京間遺跡は土佐市の東部、仁淀川右岸の自然堤防上に立地する中世から近世にかけての遺跡である。地形的にみると京間遺跡の南側は砂層が広がり低く、多少の起伏があるものの北に行くにつれて基盤の土層もしっかりし徐々に標高が高くなっており、遺跡の中心部は北部にあるものとみられる。河川の近くに所在するだけに水害の危険の少ない自然堤防上に集落を立地した当時の人たちの自然と共存した生活が窺われる。

今回の発掘調査では、中世の掘立柱建物跡数棟を始めとして土坑79基、溝跡5条、ピット554個が検出され、野田遺跡と同じような中世の集落を形成していたものと判断される。出土遺物には当該期の土師質土器、瓦器、青磁、白磁、砥石、石臼などがみられた。さらに、人の歯・骨が遺存し古銭（寛永通宝）を副葬する近世の土坑墓4基も確認された。



古銭（寛永通宝）出土状況

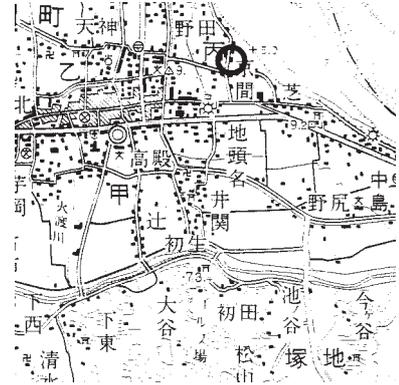


遺構完掘状態

このように今回の調査によって京間遺跡は中世を中心に近世にかけての集落跡であることが判明した。なお、今回の調査は調査範囲が限られており、近世の土坑墓については墓域を構成していたのか屋敷墓性格であったかは判然とせず、今後の調査で明らかにしていきたい。

## 土佐市バイパス関連確認調査 ( 県道39号土佐伊野線 ~ 国道56号線 )

1. 所在地 土佐市高岡町野田・摺木・京間
2. 立地 仁淀川右岸自然堤防
3. 時代 中世・近世
4. 調査期間 第1次調査平成12年9月6日  
第2次調査平成12年9月25日～26日  
第3次調査平成12年12月11日～22日
5. 調査面積 509㎡  
( 第1次調査27㎡、第2次調査112㎡、第3次調査370㎡ )
6. 担当者 廣田佳久・高橋厚彦・江戸秀輝・岩本繁樹
7. 調査内容 土佐市バイパス関連の発掘調査は、確認調査を含めると平成7年度から県道39号土佐伊野線以西の遺跡(野田遺跡、光永・岡ノ下遺跡、天神遺跡、林口遺跡、蓮池城跡北面遺跡)について実施されており、数々の貴重な遺構・遺物が発見されている。今回の試掘調査は前述の県道以东から国道56号線までの区間の遺跡の有無を確認する目的で実施した。



当該区域ですでに確認されている遺跡は野田遺跡のみはあるが、これまでの発掘調査や旧地形の復元によって光永・岡ノ下遺跡以西の遺跡については仁淀川の自然堤防上に立地していることがほぼ判明しており、旧地形の復元が遺跡の所在を確認する有力な手がかりとなる。丁度現在使用されている南北に走る用水路が自然堤防の頂部に布設されているとみられることから少なくとも京間付近にも遺跡の存在が推測された。試掘調査は3回に分け、34ヶ所に試掘トレンチを設定して行った。その結果、野田遺跡の範囲が東にさらに100mほど拡がると共に京間地区で中世を中心とした遺跡(京間遺跡)の存在が新たに確認された。

まず、新たに遺構・遺物が確認された遺跡の範囲が拡大した野田遺跡については平成12年度の発掘調査で確認した中世の屋敷跡に関連するとみられる土坑、溝跡、柱穴などの遺構や土師質土器、青磁、瓦質土器などの遺物が多数出土し、付近一帯に複数の屋敷が存在したことが窺える。これ以外に当該期の瓦が数多く出土しており、寺院跡等の存在も考えられ、平成13年度以降の発掘調査に期待が持たれる。また、古代の須恵器や緑釉陶器も出土しており、官衙に関連した何らかの遺構が存在する可能性もある。今回の試掘調査によって野田遺跡の範囲は東西約200m、南北約700mとなり、土佐市バイパス関連の遺跡の中では最大規模の遺跡となった。一方、新たに発見された京間遺跡は、当初予想されたとおり仁淀川の自然堤防上(遺跡の範囲は東西約180m、南北約300m)に立地しており、野田遺跡とほぼ同じ中世の土師質土器、青磁、白磁、備前焼などが出土すると共に土坑、溝跡、柱穴等を検出することができ、さらに近世の遺構・遺物も確認された。このことから中世以降の集落が形成されたものとみられ、約200m西にある野田遺跡との関連も注目される。本格的な発掘調査は平成13年度に計画されており、遺跡の性格がより明確になるものとみられる。



試掘トレンチで確認された遺構

## 野田遺跡 (00 - 5 T N)

- 1.所在地 土佐市高岡町野田
- 2.立地 仁淀川右岸自然堤防上
- 3.時代 中世
- 4.調査期間 平成12年5月15日～11月29日
- 5.調査面積 2,831㎡ (調査延べ面積3,686㎡ 2面)
- 6.担当者 廣田佳久・高橋厚彦・江戸秀輝・岩本繁樹
- 7.調査内容 野田遺跡は昭和49年道路工事の際発見された縄



文時代から中世にかけての複合遺跡で、仁淀川右岸の自然堤防上

に立地する。平成11年度に実施した土佐市バイパス建設に伴う試掘調査でその範囲が南に拡大したことに伴って本年度発掘調査を実施することとなった。調査箇所は都市計道路と県道99号土佐伊野線間で、ホノギ(小字)に「土居」と残る部分に当たる。なお、平成12年度には県道99号土佐伊野線以東の試掘調査を実施し、東約100m間からも当該期や古代の遺構・遺物が確認され、遺跡の範囲は東西約200m、南北約700m及ぶものとなった。なお、本年度の調査区は平成11年度までに実施された土佐市バイパス建設工事に伴う発掘調査の東側に当たり、野田遺跡の南端部に位置する。

今回の発掘調査において確認できた遺構・遺物は、13世紀前後のものや14世紀から15世紀にかけてのものがみられ、一部検出面も上下二層に分れる。これら遺構は、溝跡によって区画されており、それぞれの部分に多くのピットが検出され、それらの中には石の礎盤を有するものが多数あり、多くの掘立柱建物が存在すると共に切り合い関係からみて5～6回以上の建替えが行われたと考えられる建物跡もみられ、長期に亘って屋敷として存続したものと考えられる。



「山水双鳥鏡」(和鏡)出土状態

正にホノギ(小字)に残る「土居」と一致したことになる。一方、出土遺物には、多数の土師質土器、瓦器、陶磁器などがみられ、その中に14世紀後半～15世紀とみられる「山水双鳥鏡」(和鏡)と銅銭が副葬した屋敷墓とみられる土坑墓も確認された。なお、和鏡が発掘調査で出土したのは土

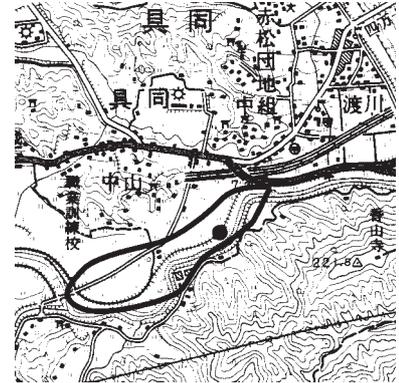
佐国分寺跡で出土した葡萄鏡に次いで二例目である。これら中世の遺物以外に古代の須恵器や緑釉陶器も出土しており、遺構は確認されなかったものの周辺に古代の遺跡、中でも古代の役所関係に関連した施設が存在した可能性がさらに高くなった。



試掘トレンチで確認された遺構

## 具同中山遺跡群 - 3調査区

- 1.所在地 中村市具同字中山
- 2.立地 中筋川左岸の自然堤防上
- 3.時代 弥生時代・古墳時代・古代
- 4.調査期間 平成12年6月1日～11月28日
- 5.調査面積 1,676m<sup>2</sup>
- 6.担当者 廣田佳久・田坂京子・山本純代
- 7.調査内容 具同中山遺跡群はこれまでの発掘調査によって



古墳時代の祭祀跡を中心とした縄文時代から近世に至る複合遺跡

であることが判明している。今回の調査区は昨年度の調査区の東隣で、本年度の調査区東部が自然堤防のほぼ頂部に当たるとみられ、各時期の検出面は昨年度の調査区に向かって傾斜していた。また、古墳時代の遺物包含層はほぼ全域に広がっており、当該期は比較的安定した自然環境にあったものと考えられる。一方、弥生時代と古代の遺物包含層は調査区東部を中心に狭い範囲に限られ、自然環境が古墳時代とは異なっていたことも考えられる。

弥生時代では舟形をなす土坑1基を確認した。土坑上層部には土器と礫、炭化物、焼土、灰が集中しており、骨片とみられるものも確認され、何らかの祭祀行為が行われたものと考えられる。また、散発的ではあるが調査区全域で炭化物が厚さ5～10cm、50～70cmの範囲に堆積した箇所がみられた。

古墳時代では竪穴住居跡1軒、掘立柱建物跡2棟、祭祀関連遺構10カ所、祭祀遺構とみられる浅



祭祀遺物が出土した土坑

い挿鉢状の土坑 1 基を確認した。特に、当該期の竪穴住居跡と掘立柱建物跡は一連の調査では初例であり、遺跡の性格を考えるうえで重要である。竪穴住居跡は長辺3.80m、短辺3.60m、深さ35cmを測る隅丸方形で、床面から5～20cm上面から多量の祭祀関連遺物や炭化物並びに焼土が検出され、埋没後に祭祀行為が行われたものとみられる。掘立柱建物跡は竪穴住居跡の西約10mに位置し、柱穴の配置から共に梁間2間(4.08～4.24m) 桁行2間(5.44～5.92m)の南北棟総柱建物(倉庫)で併列していたものと考えられる。柱穴の多くには柱根が遺存しており、中には径25cmを測るものもみられた。昨年度の調査でも柱根を伴う柱穴3個(梁部分)を検出しており、他にも建物の存在が想定される。周辺の祭祀関連遺構とあわせ当地の空間の利用法、わけても祭祀遺跡として位置付けられている具同中山遺跡群の性格の再検討とこれまで全く不明であった集落についても一つの方向性を示す極めて重要な資料となった。また、出土遺物も1,700個余の白玉を始めとして各種祭祀遺物の他、当遺跡群では初例である須恵器器台や出土例の少ない把手付き椀など多岐かつ多量にわたっていた。

古代では土坑 8 基、炭化物集中 6 ヲ所、ピット 4 個を確認した。中でも製塩土器がまとまって出土した土坑や土錘が遺物包含層も含め140点余出土したことは当時の幡多地域社会の生活を考える上で貴重な資料となった。

これら以外にも各時代を通じて、炭化物、焼土、灰のみの浅い堆積が複数確認されており、当遺跡の性格を考えるうえで重要であろう。



竪穴住居跡上面で検出された祭祀遺物

## 久木ノ城跡・遺跡（00 - 4NH）

- 1.所在地 中村市上ノ土居字鏡山
- 2.立地 中筋川右岸の丘陵地
- 3.時代 弥生・中世
- 4.調査期間 平成12年10月24日～平成13年1月31日
- 5.調査面積 2,368㎡
- 6.担当者 廣田佳久・前田光雄・山田和吉・下村 裕
- 7.調査内容 久木ノ城跡・遺跡は国土交通省が計画している



中村宿毛道路の建設に伴い、発掘調査が行われた。本遺跡は中村市と宿毛市の境、中村市上ノ土居に所在し、中村市と三原村の境をなす貝ヶ森山系から北東方向に延びる尾根の先端部に位置する。山頂部の平地には明確な遺物包含層は遺存していなかったものの斜面部の堆積層には弥生時代中期末から後期初頭にかけての遺物がみられ、平坦部や斜面部から当該期の遺構が検出された。

検出された遺構は弥生時代中期末から後期初頭と考えられる竪穴住居跡と段状遺構、ピットなどであった。竪穴住居跡は3軒確認されており、調査区西側の尾根上で確認された竪穴住居跡は直径約8mの大型住居跡であった。この住居跡は建て替えられたものと考えられ、大型竪穴住居跡の中に直径約4.2mと小型の竪穴住居跡が確認された。この時期の竪穴住居跡は幡多地方では大月町ムクリ山遺跡と中村市古津賀遺跡東ナルザキ地区で確認されたのみで、本遺跡が3例目となる。また、調査区の南側斜面では段状遺構も確認された。この段状遺構は計7ヶ所確認されており、これらの中には比較的多くの土器や焼土を伴うものもあり、弥生時代の人々の生活に関連する遺構とは考えられるもののその実態は不明である。一方、調査区の南東方向には大きな谷が存在しており、当時この谷で水田を営んでいたものと考えられる。

このように今回の調査では、弥生時代中期末から後期初頭にかけての高地性集落の存在を確認することができた。一方、中世の山城に関連すると断定される遺構は確認されなかったものの山頂部の平地では直線的に並ぶピットが検出されており、これらのピットが中世のものであることも考え

られ、山頂部の平地が中世の山城として機能していた可能性も捨てきれない。

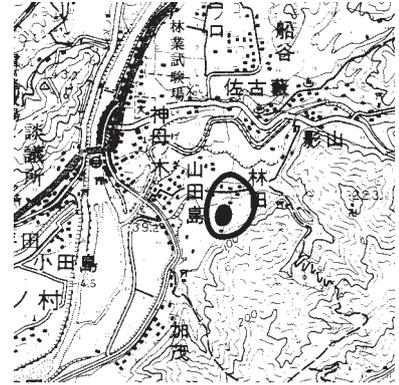
弥生時代の大規模集落である田村遺跡群に代表される高知県中央部に対して西部では弥生時代の遺跡の発掘調査例は少なく、本遺跡は高知県西部の弥生時代を考える手掛かりとなる。



尾根で検出された竪穴住居跡

## 林田遺跡 (00 - 8 T H)

1. 所在地 香美郡土佐山田町林田カリヤ他
2. 立地 物部川河岸段丘
3. 時代 弥生時代～中世
4. 調査期間 平成12年8月4日～9月19日
5. 調査面積 約1,000㎡
6. 担当者 出原恵三・小嶋博満
7. 調査内容 県道宮ノ口～深淵線道路改築に伴う緊急発掘調査



査である。前回1999年に調査した区(北側)区(南側)を発掘した所で、今回は丁度、真中にあたる部分で区としました。2000年度は、竪穴住居を4棟検出することが出来ました。いずれも「ベット状遺構」を備えており、型式は円形が1個、多角形2個、方形1個確認し、時期は弥生後期後半から古墳初頭にかけてである。他にも溝状遺構3条、土坑2基、多数の柱穴を検出しました。竪穴住居の検出は1983年に6棟、1999年に6棟、今回は4棟、全部で16棟確認することが出来ました。

高知平野における弥生時代の集落は、前期初頭に田村遺跡で成立した以降中期から後期前半にかけて南四国最大の拠点集落として発展を遂げ、周辺部にも中小の集落遺跡の展開が認められます。しかしながら後期後半になると大きな変化が見られるようになります。中心的集落であった田村遺跡が突然解体しはじめ、それに連動するかのよう周辺部の集落も衰退していきます。そして、これまで弥生時代の集落がほとんど認められなかった内陸部の標高の高い台地上に多くの集落が出現してきます。土佐山田町の例で見ればひびのき遺跡やひびのきサウジ遺跡にその典型を求めることが出来ます。このような変化がどうして起こったのか、その原因についてはまだ明らかになっていませんが、古墳時代出現前夜であるだけに興味深いものがあります。林田遺跡も弥生後期後半に生じた構造的文化とでも称すべき大きな社会変動の中で出現した集落遺跡として捉えることができます。



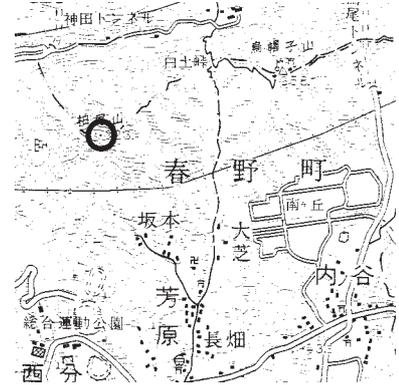
竪穴住居完掘状況



区完掘状況(北より)

## 柏尾山城跡試掘確認調査（99 - 8 K O C）

- 1.所在地 高知県高知市神田字南治国谷南治国山  
高知県吾川郡春野町西分字茂城
- 2.立地 山岳地
- 3.時代 中世
- 4.調査期間 平成12年10月25日～平成13年1月31日
- 5.調査面積 約140m<sup>2</sup>
- 6.担当者 久家隆芳
- 7.調査内容 テストピットを任意に22箇所設定し、試掘確認



調査を実施した。詰・土塁・曲輪・竪堀・焼土坑など城跡に関連する遺構を多数検出した。詰部に設定した試掘坑から少なくとも2時期の変遷を想定することができる。

遺物では土師質土器・国産陶器・金属製品が数多く出土している。土師質鍋から新段階は15世紀後半に比定できる。金属製品では釘と考えられる鉄製品を中心に、青銅製品が少量出土している。

## 岡豊城跡試掘確認調査（99 - 9 N O C）

- 1.所在地 高知県南国市岡豊
- 2.立地 丘陵部
- 3.時代 中世
- 4.調査期間 平成12年12月18日～平成13年3月8日
- 5.調査面積 約90m<sup>2</sup>
- 6.担当者 久家隆芳
- 7.調査内容 今回の調査は岡豊城跡の南東部に位置し、伝家



老屋敷跡への登城路にあたる。テストピットを任意に12箇所設定し、試掘確認調査を実施した。

堀切・曲輪・虎口状遺構などを検出した。堀切は尾根筋に直行する方向に掘削され、断面形は「V」字形を呈している。曲輪に設定した試掘坑ではピット（柱穴）を1基検出しており、柵列、掘立柱建物が存在していた可能性が高い。

出土遺物は土師質土器・貿易陶磁器・国産陶器が出土しており、そのうちの大半が土師質土器である。貿易陶磁器では樟州窯系青花皿、青磁、白磁が出土している。これらは主に16世紀後半段階のものであるが、時期的にやや遡るものも出土しており伝家老屋敷跡の機能時期を推定する良好な資料となるであろう。

## 条例・規則・規程等

### 1 . 高知県条例・規則

#### 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(平成3年3月20日条例第3号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 埋蔵文化財を発掘し、保存し、及び公開することにより、埋蔵文化財に対する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を南国市に設置する。

(管理の委託)

第2条 教育委員会は、センターの管理に関する業務を財団法人高知県文化財団に委託することができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、教育委員会規程で定める。

附則

この条例は、平成3年4月11日から施行する。

## 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成3年3月26日教育委員会規則第5号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第3号)第3条の規定に基づき、高知県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

### (センターの利用)

第2条 センターを利用しようとする者(第4条において「利用者」という。)は、センターに保存されている埋蔵文化財及び保管されている埋蔵文化財に関する資料(第4条において「埋蔵文化財等」という。)の観覧、閲覧、撮影又は模写等を行うことができる。

### (利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

### (遵守事項)

第4条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 センターの施設、設備若しくは埋蔵文化財等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 2 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

### (休所日)

第5条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 1月2日から1月4日まで及び12月28日から31日まで

### (委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、センターの管理及び運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、平成4年7月18日から施行する。

## 2. 財団法人高知県文化財団規程

### 財団法人高知県文化財団組織規程

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）の組織に関し必要な事項を定め、財団事務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

##### (組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局に、右の表に掲げる機関を置き、その内部組織として課を置く。

3 理事長は、必要があると認めるときは、課に班または係を置くことができる。

機 関	課 名
総 務 部	総 務 課
	企 画 課
美 術 館	事 業 課
	学 芸 課
歴 史 民 俗 資 料 館	事 業 課
	学 芸 課
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	総 務 課
	調 査 課
坂 本 龍 馬 記 念 館	
県 民 文 化 ホ ー ル	総 務 課
	業 務 課
文 学 館	事 業 課
	学 芸 課

#### 第2章 職制

##### (職員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。

事務職員 上司の命を受け事務をつかさどる。

嘱託員 上司の命を受け特定の事務に従事する。ただし、次条第1項に掲げる職を命ぜられたときは、同項の規定による。

2 特に理事長が必要と認めるときは、臨時的任用職員及び非常勤職員を置くことができる。

3 前項の臨時的任用職員および非常勤職員の任用の取扱いについては、別に理事長が定めるもののほか、高知県の取扱いの例による。

##### (等級・職と職務)

第4条 事務局に、次の表に掲げる等級・職をおき、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の職務の覧に掲げる職務に従事する。

2 美術館の自主事業の企画及び実施に関する高度の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するため、美術館にアートコーディネーターを置く。

#### 第3章 事務分掌

##### (総務部の事務分掌)

第5条 総務部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

理事会に関すること。

寄付行為その他規定の制定及び改廃に関すること。

財団の事業計画及び事業報告に関すること。

財団の事業の総合調整に関すること。

財団の予算及び決算に関すること。

等級	職	職 務
1	参 与	特に高度な芸術文化に関する専門事項について総括的に指導助言する。
	部 長	部の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	館（所）長	館（所）の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
2	副 館 長 次 長	館（所）長の事務を補佐し，所属職員を指揮監督する。
	課 長	課の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
3	課 長	課の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	班 長	班の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	企 画 主 幹	企画に関する専門的事務に従事する。
	主 任 学芸専門員 専門調査員	高度な事務又は専門的な事務に従事する。
4	係 長	係の事務を掌握し，所属職員を指揮監督する。
	主 幹 主任学芸員 主任調査員	特定の事務又は専門的な事務に従事する。
5	主 査 学 芸 員 調 査 員	知識，経験を必要とする事務又は専門的な事務に従事する。
6 7	主 事 学 芸 員 調 査 員	事務又は専門的な事務に従事する。

文書及び公印に関すること。

職員の人事、服務、給与及び福利厚生に関すること。

財産の取得、管理及び処分に関すること。

契約の締結に関すること。

業務の受託及び委託に関すること。

関係官公署との連絡調整に関すること。

財団自主事業の企画・実施に関すること。

文化情報の収集、提供に関すること。

芸術文化の国際交流の推進に関すること。

芸術文化の振興に関すること。

その他、他の館（所）の主管に属しないこと。

2 総務課及び企画課の分掌事務は、部長が定める。

(美術館の分掌事務)

第6条 美術館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県立美術館の管理運営に関すること。

館の予算及び決算に関すること。

館の文書及び公印に関すること。

館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

美術の普及教育に関すること。

美術の普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

(歴史民俗資料館の分掌事務)

第7条 歴史民俗資料館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県歴史民俗資料館の管理運営に関すること。

館の予算及び決算に関すること。

館の文書及び公印に関すること。

館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

歴史、考古、民俗の分野の調査研究に関すること。

普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

(埋蔵文化財センターの分掌事務)

第8条 埋蔵文化財センターの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県立埋蔵文化財センターの管理運営に関すること。

埋蔵文化財の発掘事業に関すること。

所の予算及び決算に関すること。

所の文書及び公印に関すること。

所の職員の服務及び福利厚生に関すること。

埋蔵文化財の調査研究に関すること。

埋蔵文化財の整理保存に関すること。

2 総務課及び調査課の分掌事務は、所長が定める。

(坂本龍馬記念館の分掌事務)

第9条 坂本龍馬記念館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県立坂本龍馬記念館の管理運営に関すること。

館の予算及び決算に関すること。

館の文書及び公印に関すること。

館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

(県民文化ホールの分掌事務)

第10条 県民文化ホールの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県立県民文化ホールの管理運営に関すること。

館の予算及び決算に関すること。

館の文書及び公印に関すること。

館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

2 総務課及び業務課の分掌事務は、館長が定める。

(文学館の分掌事務)

第11条 文学館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

受託した高知県立文学館の管理運営に関すること。

館の予算及び決算に関すること。

館の文書及び公印に関すること。

館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

文学資料等の調査研究に関すること。

普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この規定に定めるもののほか、財団の組織について必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 財団法人高知県文化財団組織規程(平成2年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年9月6日から施行する。

附則

この規程は、平成3年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

## 財団法人高知県文化財団寄附行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人高知県文化財団という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知市高須353番地2に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、芸術文化の振興及び文化財産等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 音楽、演劇、美術その他の芸術文化事業
- 委託を受けた芸術文化施設の管理運営
- 埋蔵文化財の調査研究、整理保存、展示等の事業
- 教育、学術及び文化の国際交流事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 設立当初の財産目録に記載された財産
- 資産から生ずる収入
- 事業に伴う収入
- 寄附行為
- その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の処分)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ高知県教育委員会の承諾を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事長の議決を得て定期とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は年度終了後2月以内にその年度末の財産目録と共に監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基金)

第12条 この法人に、県民の自主的な芸術活動その他県民文化の振興に資する事業に対する援助及び顕彰等を目的として、県民文化振興基金(以下「基金」という。)を設けることができる。

- 2 基金の設置及び管理、処分その他基金に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 第3章 役員及び職員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1人

副理事長 2人以内

専務理事 1人

理事 6人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)

監事 2人以内

- 2 理事長は、高知県知事の推薦する者をもって充てる。
- 3 理事及び監事は、理事長が選任する。
- 4 副理事長及び専務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから理事長が選任する。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59号の職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任をさせることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3

以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の規程により役員解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知すると共に、当該役員に、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

( 役員の報酬 )

第17条 役員は、理事会で定めるところにより、有給とすることができる。

( 顧問 )

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委託する。
- 3 顧問は、この法人の運営に係る事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

( 職員 )

第19条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、総務部長その他必要な職員を置く。
- 3 総務部長その他の職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 理事会

( 構成 )

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

( 機能 )

第21条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。  
事業計画に関すること。  
事業報告に関すること。  
その他この法人の運営に係る重要事項に関すること。

( 召集 )

第22条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容は、日時並びに場所を示してあらかじめ書面をもって通知しなければならない。

( 議長 )

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

( 定足数 )

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

( 議決 )

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 書面表決等 )

第26条 やむを得ない理由により、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみ

なす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議の日時及び場所

理事会の現在数

会議に出席した理事の氏名

議決事項

議事の経過

- 2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県教育委員会の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の決議を経、かつ、高知県教育委員会の許可を得て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公共的団体に寄附するものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、高知県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第21条の規定に関わらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員については、第13条の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

# 高知県埋蔵文化財センター年報

第10号

2000年度

発行日 平成13年6月30日

編集・発行 高知県文化財団

埋蔵文化財センター

印刷 (有)西村 謄写堂